

徳島県鳴門ウチノ海総合公園
徳島県鳴門総合運動公園
指定管理者募集要項

令和2年7月

徳島県県土整備部都市計画課

目 次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲及び実施区域	2
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	業務に必要な経費	2
第3	申請資格	3
第4	申請方法等	
1	募集要項の公表及び関係書類の配布期間	4
2	現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール	5
3	申請書類の提出	5
4	申請書類の作成要領	6
第5	審査方法等	
1	審査の方法	9
2	審査の日程	10
3	審査の基準	10
4	県との細目協議及び指定管理候補者の選定	10
第6	指定管理者の指定及び協定締結	
1	指定管理者の指定	10
2	協定の締結	11
第7	その他留意事項	
1	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	11
2	申請書類等の取扱い	11
3	費用負担	12
4	その他	12

徳島県鳴門ウチノ海総合公園・徳島県鳴門総合運動公園指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島県鳴門ウチノ海総合公園・徳島県鳴門総合運動公園（以下「都市公園」という。）は、次のことを目的として設置されています。

① 徳島県鳴門ウチノ海総合公園

徳島県鳴門ウチノ海総合公園は、自然豊かな瀬戸内海国立公園のロケーションを活かし、「ウチノ海の景観と自然に接する場」「人々のふれあいと創造の場」「みんなで楽しめる遊びの場」として緑のオープンスペースの創出を図ることを目的とした総合公園。

② 徳島県鳴門総合運動公園

徳島県鳴門総合運動公園は、勇壮な鳴門海峡と緑の阿讃山系の美しい自然を背景に、体育施設、文化施設、公園施設を整備した、県民いこいの場及び県民スポーツの中核的な役割を有する総合運動公園。

このたび、徳島県（以下「県」という。）は、管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）、徳島県都市公園条例（昭和33年徳島県条例第20号）の規定に基づき、以下により都市公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 施設の概要

(1) 名称	徳島県鳴門ウチノ海総合公園
(2) 所在地	徳島県鳴門市鳴門町高島字北679
(3) 施設規模	公園面積：22.1ha
(4) 主要施設	パークセンター，多目的芝生広場，デイキャンプ場， 海底探検遊具，多目的コート，ウェーブコート， 園路広場，遊歩道，駐車場，グラウンドゴルフ場等

(1) 名 称	徳島県鳴門総合運動公園
(2) 所在地	徳島県鳴門市撫養町立岩四枚61
(3) 施設規模	公園面積：25.6ha
(4) 主要施設	園路，こども広場，ひょうたん池，遊歩道，駐車場等

2 指定管理者が行う業務の範囲及び実施区域

公園開設区域内で指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料①「管理運営業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照ください。

- ・徳島県都市公園条例第2条の2各号に掲げる次の業務

ア 都市公園の管理に関する業務

イ その他都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務

また、業務の実施区域は、要求水準書の参考資料①で「公園管理区域」として示された区域とします。

3 管理の基準

徳島県都市公園条例において、休業日、供用時間等に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載しておりますので、この基準に基づいて申請を行ってください。

4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した事業計画書に記載された指定管理料に消費税及び地方消費税を乗せた額を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

ただし、事業計画書の見積りに当たっては、次のとおり各年度の想定上限基準額を設定しますので、想定上限基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

想定上限基準額（税込み）	
令和3年度	126,910,300円
令和4年度	126,910,300円
令和5年度	126,910,300円
令和6年度	126,910,300円
令和7年度	126,910,300円

※税抜きでは115,373,000円／年度

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、都市公園を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる(1)及び(2)までのすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が(1)及び(2)の要件を満たすとともに、すべての構成員が(2)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 徳島県内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。

(2) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

- カ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ケ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- コ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- サ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）破産者で復権を得ない者
 - （イ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （ウ）暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び関係書類の配布期間

募集要項は、令和2年7月22日（水）から県のホームページ上で公表します。

その他の関係書類は、都市計画課において令和2年7月22日（水）から令和2年9月1日（火）（午前10時～午後5時）まで配布を行います。郵送を希望する場合は、500円切手を貼ったあて先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）を同封の上、都市計画課まで請求してください（令和2年9月1日必着）。

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

(1) 現地説明会の開催

日 時： 第1回目 令和2年8月25日（火）午前10時から

第2回目 令和2年8月28日（金）午前10時から

集合場所： 鳴門ウチノ海総合公園 パークセンター前

参加申込： 現地説明会参加申込書（様式1）に、必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、都市計画課あてにお送りください。

申込締切： 両日ともに令和2年8月17日（月）午後5時まで

留意事項： ・両日とも説明内容は同じですので、指定管理者に申請する予定の方は、どちらか一方の日程で可能な限りご参加ください。
・参加人数については、制限することがあります。
・当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、都市計画課で配布します。

(2) 募集内容等に係る質問の受付

受付期間： 令和2年7月22日（水）から令和2年8月28日（金）午後5時まで

質問方法： 質問書（様式2）により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、都市計画課あてにお送りください。

回答方法： 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、それぞれ通知するとともに県のホームページにて回答する予定です。回答内容を参照の上、申請書類を作成してください。

3 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間： 令和2年9月8日（火）から令和2年9月23日（水）までの午前10時から午後5時まで

※ただし、土日及び祝日は除きます。

受付場所： 徳島県県土整備部都市計画課（県庁7階）

受付方法： 申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送の場合は令和2年9月23日（水）の消印有効とします。

(2) 提出書類

申請書類は、正本1部、副本11部を提出してください。

(3) 申請書類

様式は、別添資料④のとおりです。

- ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式3)
- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式4)
- ウ 参加グループ構成員表 (参加グループの場合) ・・・・ (様式5)
- エ 参加グループ協定書の写し (参加グループの場合) ・・・・ (様式6)
- オ 参加グループ委任状 (参加グループの場合) ・・・・ (様式7)
- カ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式8-1)

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

(イ) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し (代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録原票記載事項証明書の写し)

(ウ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、上記に代えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあつては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出してください。)

(エ) 徳島県の県税 (法人事業税・法人県民税・地方法人特別税)、法人税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書 (新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、提出を要しないものとします。)

- キ 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式8-2)
- ク 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式9)
- ケ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式10-1~10-12)

(4) 留意事項

申請書類を郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください (都市計画課 088-621-2567)。

4 申請書類の作成要領

(1) 注意事項

ア 申請書類の作成にあつては、様式の記載事項、当募集要項、要求水準書

等に記載されていることを遵守してください。

イ A4版のモノクロで作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数は複数となってもかまいませんが、各様式について1～3ページ程度で作成してください。ただし、様式10-7及び10-8については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書の様式10-5の表1以外はMS-Word（バージョンはWord 97以降）又は一太郎（バージョンは9以降）とし、10.5ポイント活字で作成してください。

エ 事業計画書の様式10-5の表1は、MS-Excelを使用して作成してください。

オ 作成した様式すべてについてその内容を記録したCD-Rを添付して提出してください。

カ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(2) 法人等の主要業務実績一覧（様式9）の作成要領

申請者の過去3か年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください。（公園又は社会教育施設に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。）

(3) 事業計画書（様式10-1～10-12）の作成要領

ア 様式10-1（施設の管理運営方針）

都市公園の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

イ 様式10-2（利用者ニーズの把握・分析と利用促進）

都市公園の設置目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営し利用促進を図るか、具体的かつ現実的に記入してください。

ウ 様式10-3（自主事業）

都市公園の設置目的に適合し、利用促進や利用者の利便性の向上につながる自主事業の計画について、具体的かつ現実的に記入してください。

また、企業協賛や有料イベント等の提案がある場合は記入してください。

エ 様式10-4（適正な維持管理）

都市公園内設備の日常的、定期的な安全管理、美化対策、植栽管理、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。また、指定管理者として目指す都市公園の将来像とともに、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入し、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

オ 様式10-5（表1、表2、別添資料）（収支計画書）

都市公園を管理運営するに当たっての収支計画（5年間分）を収入、支出の各項目ごとに表1に記入してください。また、各項目の詳細について明細表を作り、別添資料として提出してください。

過去3年間の管理運営費の状況については、要求水準書の参考資料②を参照してください。

また、表2については、支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。

カ 様式10-6（管理運営体制等）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①利用者アンケートの実施及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、都市公園の各施設にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「職員体制」（様式10-7）及び「協力法人一覧」（様式10-8）を作成してください。

キ 様式10-7（表1、表2）（職員体制）

表1については、都市公園内に配置する予定の職員すべてについて記入してください。

表2については、表1に記載した職員について記載してください。

ク 様式10-8（協利法人一覧）

業務を遂行するに当たって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人等名等について記入してください。該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

ケ 様式10-9（地域との連携）

地域の関連団体（地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等）とどのように連携して都市公園を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

コ 様式10-10（地域への貢献）

地元雇用及び地元企業への業務の委託について、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。様式10-8に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等について本様式にも記入してください。

サ 様式10-11（安全管理）

安全管理について、事故予防、感染症拡大防止、災害・緊急時の対応体制、職員等の教育、また、個人情報保護について、その考え方を記入してください。

個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを添付してください。

シ 様式10-12（総括表）

様式9及び様式10-1～10-11の内容を、各項目ごとに特にアピールしたい点について、計100字以内（厳守）で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、ページ送りは可能です。

第5 審査方法等

1 審査の方法

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、徳島県県土整備部が設置する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に書類審査を行い、最も適切な

優秀者を指定管理候補者として選定します。選定委員会は、この結果を県に報告します。

2 審査の日程

審査は、令和2年10月を予定しています。

3 審査の基準

審査は、次に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準については、別添資料③を参照ください。

- ① 県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮
- ② 効率的な管理運営（経済性の追求）
- ③ 安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況
- ④ 地域との連携や地域貢献度など

4 県との細目協議及び指定管理候補者の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受けた指定管理候補者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、正式に県としての指定管理候補者とします。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和2年11月頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知します。同時に、結果は県のホームページなどで公表します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。県議会の議決を得られない場合は指定されません。県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた

損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料②のとおりです。

第7 その他留意事項

1 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- ① 選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合
- ④ 前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- ⑦ その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本

国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は，すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は，これを書換え，差換え，又は撤回することはできません。

(4) 返却等

提出された申請書類は，理由を問わず返却しません。また，申請書類は審査のため，選定委員会の委員に配布することがあります。

3 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については，すべて申請者の負担とします。

4 その他

(1) 申請辞退

指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には，令和2年9月24日（木）までに，指定管理者指定申請辞退届（様式3-2）を提出してください。

(2) 問合せ及び申請書提出先

徳島県県土整備部都市計画課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2567

ファクシミリ 088-621-2869

メールアドレス toshikeikakuka@pref.tokushima.jp

別添資料① 管理運営業務要求水準書

別添資料② 徳島県鳴門ウチノ海総合公園・徳島県鳴門総合運動公園の管理運営に関する基本協定書（案）

別添資料③ 審査基準

別添資料④ 様式集

別添資料⑤ 指定管理者募集スケジュール